

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和8年1月29日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500483号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2500065号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月31日から平成16年1月1日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、A社における被保険者資格喪失日が平成15年12月31日とされ、同月は被保険者期間となっていないが、雇用保険の記録を確認したところ、同社の離職年月日は同年12月31日であり、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は平成16年1月1日となるはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録によると、A社における請求者の離職日は平成15年12月31日であり、請求者は請求期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社の回答及び同社から提出された平成16年1月分健康保険料厚生年金保険料児童手当拠出金増減内訳書により、同社が社会保険事務所(当時)に対し、請求者に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日を平成15年12月31日として届け出たことが認められる。

また、請求期間について保険給付の計算の基礎となる記録訂正を行うためには、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定により、請求者が請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる必要があるが、A社から提出された給与の支払記録により、請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料は控除されていなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における給与からの厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間に厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。